

Q 振替休日により振り替えた休日を、さらに振り替えてもよいか

A

振替休日の再振替は、行政の側で特に規制はしていませんので、決められた振替休日の手続きを取れば一応は有効と考えられます。

ただし、振り替える日は、「振り替られた日以降できる限り近接している日が望ましい」という行政指導があることから、元々の休日から離れすぎないように注意する必要があるでしょう。

実際のところ再振替は、安易に再々振替が行われたり、振替休日が蓄積したりして、振替休日の管理や割増賃金の計算が煩雑となり、不適切な労務管理につながるケースが多いようです。

適切な労務管理のためには、再振替は認めず、振替日に労働させる必要があれば、休日労働とするのが望ましいといえるでしょう。